（認定申請書の内容変更に係る届出）

第三条　前条の認定書の交付を受けた法人（以下「認定国内鉱業者等」という。）は、当該申請書に記載された事項又は添付書類の内容に変更（軽微なものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るものとする。

（認定の取消し）

第四条　経済産業大臣は、前条の規定による届出があつた場合において、当該変更によつて当該認定国内鉱業者等を国内鉱業者等と認めることができなくなつたときは、当該認定を取り消すものとする。

2　経済産業大臣は、認定国内鉱業者等が第一条第一項及び第二項の規定による申請又は前条の規定による届出に際して虚偽の申請又は届出を行つたことが判明したときは、当該認定を取り消すものとする。

（海外自主開発法人に係る申請書の提出）

第五条　法第五十八条第二項又は第六十八条の六十一第二項の海外自主開発法人であることにつき規則第二十一条の十五第四項又は第二十二条の五十九第四項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとするときは、認定国内鉱業者等（第一条の規定による認定の申請を行つている法人を含む。以下同じ。）であつて、当該外国法人に対し直接に出資を行つている、又は当該認定国内鉱業者等から出資を受けた他の法人からその出資を受けた金銭を原資として直接に又は長期の資金の貸付けを行つているもの（当該外国法人に対し直接に出資を行つている、又は当該認定国内鉱業者等から出資を受けた他の法人からその出資を受けた金銭を原資として直接に又は他の法人を通じて出資又は長期の資金の貸付けを行つている認定国内鉱業者等が二以上あるときは、その代表者たる認定国内鉱業者等とする。以下同じ。）が様式第五又は様式第六による認定申請書三通を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課）

2　前項の規定による申請は、法第五十八条第二項又は第六十八条の六十一第二項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度終了の日（二以上の認定国内鉱業者等に係る最初の事業年度又は連結事業年度終了の日のうち最も早い日とする。）の三十日前までに行わなければならない。ただし、経済産業大臣が提出遅延につき正当な事由があると認めるときは、この限りでない。

（海外自主開発法人に係る認定書の交付）

第六条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、申請に係る法人が令第三十四条第十項各号又は第三十九条の八十八第九項各号に掲げる要件の全てに該当すると認めるときは、当該申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該認定国内鉱業者等に交付するものとする。

（出資に係る申請書の提出）

第七条　法第五十八条第三項又は第六十八条の六十一第三項の出資であることにつき規則第二十一条の十五第六項又は第二十二条の五十九第六項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとするときは、当該出資を行おうとする認定国内鉱業者等が様式第七又は様式第八による認定申請書三通を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課）

2　前項の規定による申請は、出資を行おうとする日の三十日前までに行わなければならない。ただし、経済産業大臣が提出遅延につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

（出資に係る認定書の交付）

第八条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該出資に係る資金が令第三十四条第十三項各号に掲げるものの費用に充てられることが確実であると認めるときは、当該申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該申請者に交付するものとする。

（準用）

第九条　第三条及び第四条の規定は、第六条及び第八条の認定書の交付を受けた場合について準用する。

様式第1　（第1条関係）

租税特別措置法第58条第2項の国内鉱業者であることの認定申請書

経済産業大臣　殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者名　　㊞

住所

租税特別措置法第58条第2項の国内鉱業者であることにつき、租税特別措置法施行規則第21条の15第2項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者の登記の謄本及び定款

2　鉱業又はこれに付随する事業を営む他の会社であつて申請者がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式または出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の九十五以上を有しているもの（以下「子会社」という。）がある場合にあつては、子会社の登記の謄本及び定款並びに申請者が子会社の発行済株式等の総数又は総額の百分の九十五以上を有することを証する書類

3　申請者又は子会社の鉱業権又は租鉱権の保有状況及び鉱物の試掘、採掘又はこれらに附属する選鉱、製錬その他の事業を営む設備の保有状況

4　申請者及び子会社の鉱業に係る収入金額及び鉱業に付随する事業に係る収入金額を証する書類

5　申請者及び子会社の鉱業及びこれに付随する事業に係る資産の保有状況

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第21条の15第2項の規定により認定する。

年　月　日

経済産業大臣

記名押印

様式第2　（第1条関係）

租税特別措置法第58条第2項の国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人であることの認定申請書

経済産業大臣　殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者名　　㊞

住所

租税特別措置法第58条第2項の国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人であることにつき、租税特別措置法施行規則第21条の15第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。